

通所介護及び指定相当通所型サービス 重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0739-55-4104(午前8時30分～午後5時15分)

担当 田尻 博紀

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 事業者

法人名 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会
法人所在地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133
電話番号 0739-55-4104
代表者氏名 会長 堀谷 敏夫

3 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
所在地	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133 すさみ町地域福祉センター
介護保険指定事業者番号	指定通所介護事業所3072400801号 指定介護予防通所介護事業所3072400801号
サービス提供地域*	すさみ町全域
同事業所のサービス	訪問介護事業・指定相当訪問型サービス・ 居宅介護支援事業 自家用有償旅客運送事業

(2)

事業所の目的	すさみ町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する指定通所介護・指定相当通所型サービス(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護・指定相当通所型サービス(以下「事業」)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が(以下「従事者」という。)、要介護状態または要支援状態等にある者に対し、適正な指定通所介護等を提供する事を目的とします。
--------	---

事業の方針	<p>事業所の生活相談員等従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、機能訓練等、必要な援助を行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>上記の他、事業の運営に当たって、指定通所介護においては「和歌山県指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号)」、第1号通所事業においては「田辺市が定める基準」を遵守します。</p>
-------	--

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 12月31日～1月3日まで、日曜日は原則として休ませていただきます。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時～午後4時45分

(3) 利用定員 1日 35人

4 事業所の職員体制 (令和7年6月現在)

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名 (兼務)		従業者の管理及び業務の管理を行います。
生活相談員	4名 (4人兼務)		ご利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員		3名 (兼務)	主に、ご利用者の健康管理や療養上の管理を行いますが、日常生活上の介護、介助も行います。
機能訓練指導員		3名 (兼務)	ご利用者の機能訓練を担当します。
介護職員	5名 (3人兼務)	10名	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

①食事の介助	食事の準備・介助を行います。
②入浴	入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
③排泄	ご利用者の排せつの介助を行います。
④健康管理	看護職員が健康管理を行います。
⑤送迎	サービスご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
⑥機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
⑦レクリエーション	ご利用者のご希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。
⑧若年性認知症ケア	個別に定めた担当者を中心に、ご利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) サービス利用料金

＜要介護と認定された方(一日あたり)＞

①5時間以上6時間未満

要介護度	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
要介護1	5, 700円	570円	1, 140円	1, 710円
要介護2	6, 730円	673円	1, 346円	2, 019円
要介護3	7, 770円	777円	1, 554円	2, 331円
要介護4	8, 800円	880円	1, 760円	2, 640円
要介護5	9, 840円	984円	1, 968円	2, 952円

②6時間以上7時間未満

要介護度	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
要介護1	5, 840円	584円	1, 168円	1, 752円
要介護2	6, 890円	689円	1, 378円	2, 067円
要介護3	7, 960円	796円	1, 592円	2, 388円
要介護4	9, 010円	901円	1, 802円	2, 703円
要介護5	10, 080円	1, 008円	2, 016円	3, 024円

②7時間以上8時間未満

要介護度	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
要介護1	6, 580円	658円	1, 316円	1, 974円
要介護2	7, 770円	777円	1, 554円	2, 331円
要介護3	9, 000円	900円	1, 800円	2, 700円
要介護4	10, 230円	1,023円	2, 046円	3, 069円
要介護5	11, 480円	1,148円	2, 296円	3, 444円

※送迎費は利用料金に含まれています。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
入浴介助加算(I)	400円	40円	80円	120円
入浴介助加算(II)	550円	55円	110円	165円

介護職員等処遇改善加算

※介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算として、介護報酬に加算されるもので、利用料に加算されます。

I	II	III	IV
9. 2%	9. 0%	8. 0%	6. 4%

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
サービス提供体制強化加算 I	220円	22円	44円	66円

※「当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上」の条件を満たしている場合に加算します。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
サービス提供体制強化加 II	180円	18円	36円	54円

※「当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上」の条件を満たしている場合に加算します。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
サービス提供体制強化加III	60円	6円	12円	18円

※サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱに該当せず、「指定通所介護を利用者に直接提供する職員数のうち、勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上、または、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上」の条件を満たしている場合に加算します。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円	180円

※初老期における認知症によって要介護者となった利用者に対し加算します。

※送迎を行わない場合は、基本単価から片道につき-47円減算します。

食 費(一日あたり)	500円(全額自己負担)
------------	--------------

＜要支援・事業対象者と認定された方(一月あたり)＞

要介護度	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

※送迎費・入浴費は利用料金に含まれています。

※送迎を行わない場合は、基本単価から片道につき-47円減算します。

介護職員等処遇改善加算

※介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算として、介護報酬に加算されるもので、利用料に加算されます。

I	II	III	IV
9.2%	9.0%	8.0%	6.4%

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
サービス提供体制強化加算 I 要支援1	880円	88円	176円	264円
サービス提供体制強化加算 I 要支援2	1,760円	176円	352円	528円

※「当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上」の条件を満たしている場合に加算します。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
サービス提供体制強化加算 II 要支援1	720円	72円	144円	216円
サービス提供体制強化加算 II 要支援2	1,440円	144円	288円	432円

※「当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上」の条件を満たしている場合に加算します。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 20%)	自己負担分 (利用料金の 30%)
サービス提供体制強化加算 III 要支援1	240円	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算 III 要支援2	480円	48円	96円	288円

※サービス提供体制強化加算 I、II に該当せず、「指定通所介護を利用者に直接提供する職員数のうち、勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上、または、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上」の条件を満たしている場合に加算します。

	利用料金	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 10%)	自己負担分 (利用料金の 10%)
若年性認知症利用者受入加算	2,400円	240円	480円	720円

※初老期における認知症によって要支援者となった利用者に対し加算します。

食 費(一日あたり)	500円(全額自己負担)
------------	--------------

☆介護保険の給付対象となるサービスは、利用料金の1割～3割がご利用者の負担となります。但し、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

☆介護保険の給付とならないサービス(食費500円)は、全額がご利用者の負担となります。

(3)利用料金のお支払い方法

利用料は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払いください。払込の方法は、金融機関口座からの自動引き落としとなります。

※口座自動引き落としは、翌月末日に引き落としいたします。但し、取引金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としいたします。

※食費については、原則口座自動引き落としとなります。現金集金も可能です。

(4)利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6 事故発生時及び緊急時の対応

サービスの実施中に利用者の病状に急変が生じた場合、又は事故が発生した場合、その他必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者等に報告します。

7 災害時対策

災害時対策は、地震(津波)対策、火災・風水害対策とし、災害が発生又は発生する恐れのある場合には、すさみ町役場との連携を図るとともに、迅速・適切に対応するため、すさみ町社会福祉協議会が定める防災計画(避難計画)に従い適切な処置を講じます。

8 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理を含む）。

- ① 事業所は、施設や食器その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言や指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③ 事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ④ 事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ⑤ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

9 業務継続計画の策定

事業所は、大地震等の自然災害、感染症の蔓延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

10 人権と高齢者虐待防止法

事業者は、利用者等の人権擁護や虐待防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ④ サービス提供中に、当事業所の従業者または擁護者(家族・親族・擁護人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き(身体拘束廃止に向けての取り組み)

- ① サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

- ② 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。

1.1 苦情の受付について

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいます。

- (1)当事業所における苦情やご相談は以下の担当者にて承ります。

担当	電話
田尻 博紀	0739-55-4104

- (2)行政機関その他苦情受付機関

受付窓口	電話
すさみ町役場環境保健課	0739-55-2004
和歌山県国民健康保険団体連合会	073-427-4665
和歌山県社会福祉協議会	073-435-5527
和歌山県運営適正化委員会	

- (3)利用者からの苦情を処理するための講ずる措置の概要

①円滑かつ迅速に苦情の処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに相手方に連絡をとり、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ・サービス担当者が、必要があると判断した場合は、管理者まで含めた検討会議を行います。(検討会議を行わない場合も、必ず処理結果を報告します。)
- ・検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をします。(利用者への謝罪等)
- ・記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

②その他参考事項

- ・普段から苦情が出ないようサービス提供を心がけます。

1.2 第三者評価の実施状況

現在、実施していません。

13 デイサービス利用に関する意見書の提出

利用者は、通所介護サービス及び指定相当通所型サービスを受けるにあたり、利用者の主治医記載による事業者所定の「デイサービス利用に関する意見書」を事業者が必要と判断した際には事業者に提出するものとします。

事業者は、通所介護計画及び指定相当通所型サービス計画を変更するにあたり、利用者に対して「デイサービス利用に関する意見書」の再提出を求めることがで、利用者は承諾するものとします。

通所介護サービス及び指定相当通所型サービスの提供の開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明させていただきました。

説明者 氏名 田尻 博紀 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、通所介護サービス及び指定相当通所型サービスの提供開始に同意し、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 和歌山県西牟婁郡すさみ町

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

事業者 住 所 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133

氏 名 社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
会長 堀谷 敏夫